

令和4年

i. i. imabari!新価値商品開発支援補助金
～付加価値創出ブランディング支援～

【募集要領】

1.1版

令和4年9月

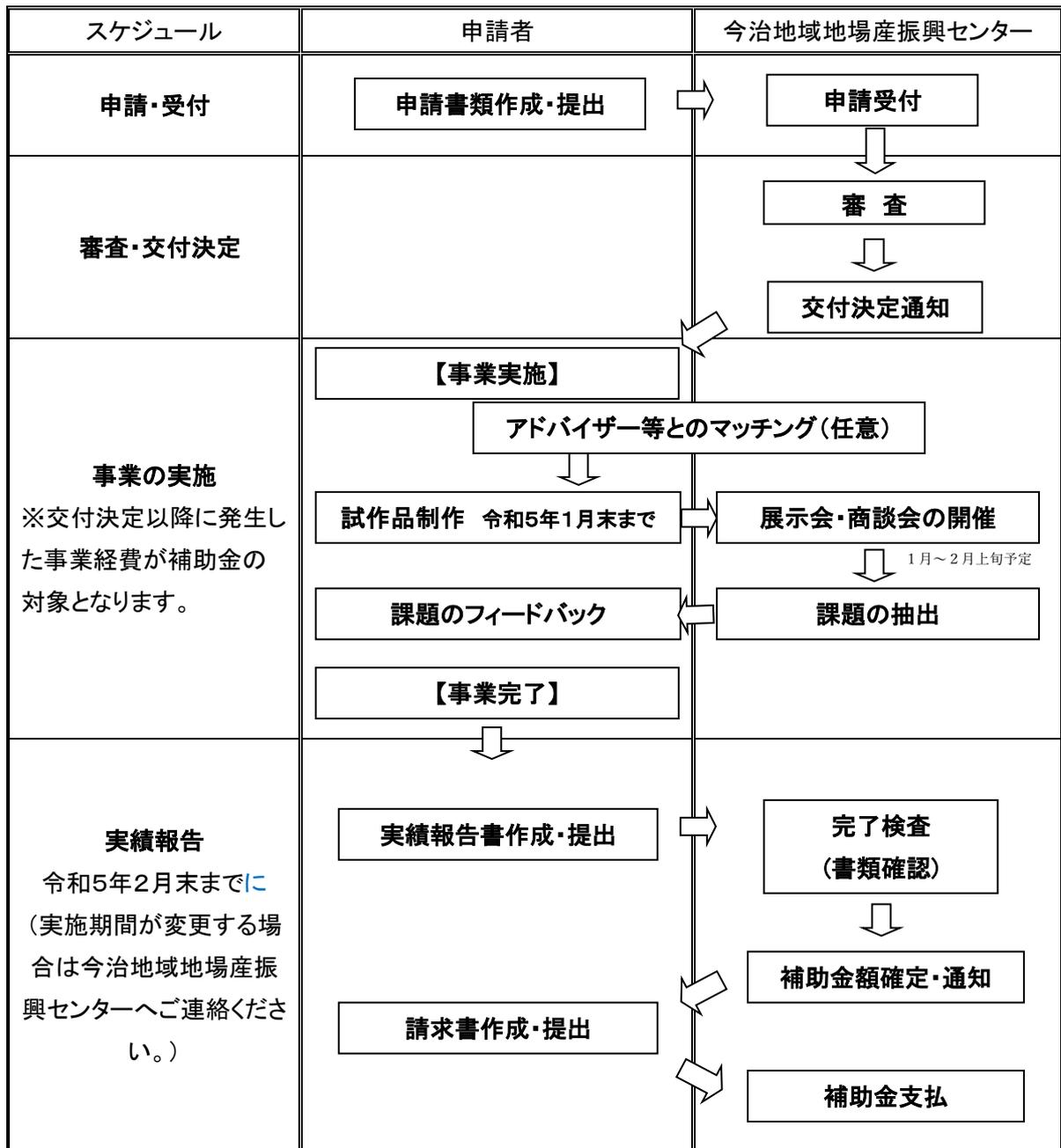
- 目 次 -

1	目的	2
2	補助金交付及び事業の流れ	2
3	交付対象者	4
4	交付対象事業	4
5	補助金額等	4
6	補助対象経費	4
7	申請受付期間	5
8	申請方法	5
9	申請手続き	5
	(1) 提出先	5
	(2) 申請に必要な書類の入手方法	5
	(3) 申請に必要な書類	5
10	問合せ・相談先	5
11	留意事項	5

1. 目的

今治市の特色を活かした特産品の開発や、既存商品に新たな価値を付加し、消費者目線の売り出し方の展開などに意欲のある事業者を募集します。大都市圏バイヤーやデザイナー等（以下アドバイザー等という。）が一体となって商品開発に取組み、商談会や展示会への出展を通して商品を磨き上げ、今治市の新しい特産品を作り出すことを目的に本事業を実施いたします。

2. 補助金交付及び事業の流れ



(1) 交付申請

今治地域地場産業振興センターHP より「申込書兼計画書」様式をダウンロードし必要事項を記載の上、提出してください。

(2) 交付決定

申込書兼計画書をもとに今治地域地場産業振興センター（以下、地場産センターという。）、アドバイザー等、今治市の3者にて審査を行い、交付決定手続きを行います。交付決定した場合は、交付決定通知書にて通知いたしますが、当該交付決定通知書の記載された交付決定日をもって、事業を始めることができます。

ただし交付決定前で、募集開始日である令和4年9月1日以降の原材料発注や経費の支払いを希望する場合は、補助金交付決定前着手届を提出することで、事業に着手することができます。この場合、交付決定をもって、補助対象事業の実施期間を当該届け出日まで遡ることとします。

なお、当該届出によって交付決定を約束するものではありません。

※事業実施段階にあっても不明な点の確認や事業変更の事前相談等、適宜地場産センターにご相談ください。

(3) 変更承認の申請

下記のような場合は、事前に地場産センターに変更承認申請書を提出し、変更の承認を受けなければなりません。

①補助対象事業者の名称、又は所在地を変更しようとするとき。

②その他地場産センターが変更の申請が必要であると判断するとき。

(4) 事業の完了及び実績報告

補助事業の完了とは、交付申請書に記した事業活動の完了とともに、購入物品等の納品・検収・支払、またアドバイザー等への支払いが全て完了していることを指します。

また、事業の実施結果を記した「報告書」を令和5年2月末までに地場産センターに提出してください。

(5) 補助金の額の確定

実績報告書の内容に問題がなければ補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。

(6) 補助金の請求

補助金額確定通知書を受領後、補助金請求書により補助金の請求を行ってください。

(7) 事業終了後(補助金全額の交付を受けた日以降)

書類・取得財産等の管理

本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

3. 交付対象者

- ・今治市内に事業所を有する事業者（法人格の有無を問わず）
 - ・今治市内に事業所があり、ふるさと納税制度における返礼品等の基準を満たせる事業者
- ※総務省告示第百七十九号第5条（ふるさと納税制度における返礼品等の基準）を満たせるかどうかで判断いたします。

※複数事業者で申請する場合は全者が条件を満たしていることを要します。

ただし、以下に該当する場合は対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する事業を営む者であるとき。
- (2) 今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者であるとき。
- (3) その他地場産センター及び今治市が適切でないと認めるとき。

4. 交付対象事業

以下に定めるもので、ふるさと納税制度における返礼品等の基準を満たせるもの。

※参考：総務省告示第百七十九号第5条

- ①本市の特色を活かした特産品の開発
- ②既存商品の改良・ブラッシュアップ
- ③事業者同士の組み合わせによるコラボ商品・ギフトの開発

5. 補助金額等

最大 50 万円／1事業（補助率2／3、最大 10 事業程度採択予定）

※算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

6. 補助対象経費

交付対象事業にかかる以下の経費

- ・旅 費 協議等のための旅費
- ・購入品費 材料費（本事業に使用する原材料費）
- ・外注費 パッケージ等の印刷費、加工費
- ・委託費 各種許認可取得や検査に要する費用、デザイン費、コンサルタント費など

※消費税分は対象外です。

※本事業後に販売する商品に関する経費は対象外です。

補助対象となるか不明の経費がある場合は地場産センターまでお問い合わせください。

7. 申請受付期間

令和4年9月1日(木)～令和4年10月7日(金)必着

8. 申請方法

書類を地場産センターへ提出(持参、郵送、及びメールでの電子データ提出可)

9. 申請手続き

(1) 提出先

〒794-0042

愛媛県今治市旭町2丁目3-5 今治地域地場産業振興センター

(2) 申請に必要な「申請書兼計画書」の入手方法

下記 URL からダウンロードしてください。

地場産センターHP URL:<https://izc.or.jp/>

(3) 申請に必要な書類

すべての申請事業者対象

・申込書兼計画書

その他、新商品案等で具体的な資料がある場合は添付してください。

令和3、4年度今治市入札参加資格を持たない事業者のみ対象

・(法人の場合)登記事項証明書

・(個人の場合)住民票

・市税完納証明

(いずれも申請日から起算して3ヶ月以内に取得したもの・写し可)

10. 問合せ・相談先

補助金の申請に関する不明な点やご相談等は、以下へメールにてお問い合わせください。

地場産センター

メール: info@izc.or.jp

11. 留意事項

① 国・県・市等の他の補助金等の交付を受けて実施する事業については、本補助金の交付を受けることはできません。

② 補助の対象となる経費とは、本事業に必要な経費として、補助金交付決定日以降に発注し、かつ、補助事業期間内に支払が完了した経費です。したがって、補助金交付決定日より前に発注した経費、補助事業期間より後に支払が行われた経費は補助対象経費として認め

られません。

- ③ 補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額です。
- ④ 補助対象経費の支払方法は、現金決済または、銀行振込みで行ってください。(実績報告の際に領収書等の支払いを証明する書類が必要となりますので、大切に保管しておいてください)なお、カード決済については、原則、認められません。
- ⑤ 金融機関への振込手数料は補助対象となりません。支払時に振込手数料を受取人が負担している場合も対象となりません。
- ⑥ 補助事業に係る経費とそれ以外の経費のいわゆる混合払いは、原則、行わないでください。
- ⑦ 以下の経費は補助対象となりません。
 - 振込等手数料(代引手数料を含む)及び両替手数料
 - 公租公課(消費税及び地方消費税額等)
 - 上記のほか、資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ⑨ 申請にあたっては、実施する事業内容にかかる経費が、本補助金の補助対象経費に該当するか、十分に確認のうえ、申請してください。補助対象外経費が含まれた状態で採択されても、当該経費は本補助金の対象となりません。
- ⑩ 補助金交付後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ⑪ 本募集要領に記載されていない、要件等の細部については、地場産センターからの指示に従うものとします。